令和６年

第 12 回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和６年 12 月 25 日　午前９時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について(17 番大平　泰弘委員、18 番原澤　眞委員)
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について
日程　６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
日程　８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
日程　９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）について
日程　11　第６号議案　南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の推薦について
日程　12　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程　13　その他

○令和７年１月 17 日（金）　　13：30～
・第 106 回常設審議委員会
【新潟市：ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和７年１月 21 日（火）　　14：00～
・市町村農業委員会役員等研修会
【新潟市：新潟ユニゾンプラザ】
〈会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長〉

○令和７年１月 27 日（月）　　９：00～
・第１回農業委員会総会
【大和庁舎：旧議場】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　浩	３番	樋口　隆
４番	小幡　武重	５番	関　昭夫	６番	上村　哲
７番	小林　憲一	８番	中俣　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　敦
13 番	篠田　猛	14 番	片桐　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　佐智
推７番	小林　久雄			推９番	阿部　勉
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　実	推 12 番	林　幸次
推 13 番	小杉　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員は１名である。

推８番　星野　覚雄

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌

（会長、議長席に着く）

（９時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和６年第 12 回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 19 名、推進委員が 23 名で合計 42 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、17 番大平泰弘委員、18 番原澤眞委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。17 番大平泰弘委員。

17 番大平委員　　作業料金部会から農作業料金表について報告いたします。

先月の総会後にＪＡより選出していただいた関係者４名と委員６名で作業料金の見直しを行いました。

主な変更点ですが、昨年度必要ないだろうということで削

除した機械運搬料については、また入れてほしいという意見がありましたので、復活いたしました。
　また、防除についてはドローンを利用する際の金額も入れてほしいといった意見があったのですが、既存の防除・施肥の金額で対応していただくようお願いし、了解を得ました。
　以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質疑を行います。

（質問、意見なし）

　無いようですので、農政委員長、ありがとうございました。
　他にございますでしょうか。11 番宮田京子委員。

11 番宮田委員　　12 月 11 日に女性農業者との交流会を行いました。
　小千谷のさつまいも農カフェきららで一般参加者が 13 名、関係者 11 名の 24 名で開催いたしました。
　今回は昨年と趣向を変え、農プロデュースリッツ代表取締役の新谷梨恵子様から 6 次産業化やサツマイモのことについて講演をいただいた後に施設を見学させていただき、その後、昼食をはさんで交流会を行いました。
　昼食は全てサツマイモを使った料理で、きれいなオレンジ色のニンジンかと思ったものが、それもまたサツマイモ、なんてこともございました。
　今回の交流会でもいろいろ意見を頂戴しましたので、これらを参考にしまして、交流会を開催したいと思っております。
　以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質疑を行います。

（質問、意見なし）

　無いようですので、宮田委員、ありがとうございました。
　他にございますでしょうか。農業委員 15 番山﨑委員。

15番山﨑委員　去る 12 月３日、４日と新潟東映ホテルにおいて、新潟県女性農業委員等研修会が行われました。

１日目は定例総会の後、事例報告として胎内市農業委員会の小野様からタブレットの利活用について報告があり、その後全国農業会議所都市農業専門相談員の原様から農家の相続対策と農地の継承という講演をお聞きしました。

そこで、農地の継承の基本は家族の話し合いからだということで、エンディングノートとしても使え、相続対策にも役立つという「宝ノート」を紹介していただきました。普通のエンディングノートには農地のことが書いていないのですが、こちらにはその欄があります。

その中で、原様が講演料は要らないので、ぜひうちの農業委員会に行って講演したいと仰っており、私自身もすごくためになる講演だと感じていたので、機会があればお願いしたいなと思いました。

２日目はにいがた女性農業委員の会と新潟県ＪＡ女性組織との農業者年金加入推進合同研修会を行いました。この合同研修会ですが、ＪＡ女性組織協議会との合同研修は全国で初めてとのことでした。農業者年金基金の本田薫様から説明を受けたのですが、資料の字がとても大きくて、すごく分かりやすい説明でした。この話を聞いて、ＪＡみなみ魚沼の女性部でもこの説明会をしたらいいのではないかと感じ、帰ってまいりました。

以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、山﨑委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第１号報告朗読）

（１）農地転用事実確認書の交付について

３ページをご覧ください。前回総会以降 10 件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について

お手元の別冊１をご覧ください。こちらは 650 件です。

今月も 650 件と非常に件数が多くなっておりますが、ほとんどが今回の契約の見直しに関わる解約です。

１～606 番までは契約内容見直しのための解約です。ほとんどのものについて、後ほど利用権の設定があがってきます。契約内容見直しのための解約ですので、説明は省略させていただきます。

607～608 番は農協仲介の案件で、耕作者の都合による解約です。

609～610 番についても農協仲介の案件で、耕作者の都合による解約です。

611 番、賃貸人の都合による解約です。うち２筆について、後ほど３条申請があがってきます。

612 番、借受人の都合による解約です。

613 番、所有者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

614 番、借受人の都合による解約です。

615～618 番、農地を売買するための申請です。618 番については、後ほど３条申請があがってきます。

619 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

620 番、第三者へ贈与するための解約です。後ほど３条申請があがってきます。

621 番、借受人の都合による解約です。

622 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利

用権の設定があがってきます。
623 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
624 番は農林公社仲介の案件で、第三者との売買のための解約です。
625 番、耕作者の都合による解約です。
626 番、借受人の都合による解約です。
627 番は農林公社仲介の案件で、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
628 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
629 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
630～631 番、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
632 番、所有者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
633 番、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
634～636 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
637 番は農林公社仲介の案件で、所有者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
638～639 番は第三者との売買のための解約です。後ほどあっせん売買があがってきます。
640～643 番、第三者との貸借契約のための申請です。後ほど利用権の設定があがってきます。
644 番、第三者との売買のための解約です。後ほど３条申請があがってきます。
645 番、農地を売買するための解約です。
646 番、借受人の都合による解約です。
647 番、第三者との貸借契約のための解約です。
648～650 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
651 番、農地を売買するための解約です。後ほど３条申請があがってきます。

652～653 番、借受人の都合による解約です。

（３）使用貸借の解約について

７ページをご覧ください。今月は 17 件です。

１～２番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

３～４番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

５番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

６番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

７～10 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

11～12 番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

13～15 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

16～17 番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

（４）農地法の適用を受けない事実確認について

14 ページをご覧ください。こちらは３件です。

１番、畔地の登記畑、現況雑種地１筆、116 ㎡です。こちらは戦前より現況が農地でなくなっている土地です。なお、農地でなくなった年月日については不明とのことです。資料は１～２ページをご覧ください。現地については、大平委員より確認いただき、11 月 14 日に非農地証明を発行しております。

２番、大桑原の登記畑、現況雑種地１筆、60 ㎡です。こちらは狭隘で不整形な農地のため、耕作に適さず耕作放棄地化した土地です。農地でなくなったのは昭和の頃とのことですが、詳細な年月日については不明です。資料は３～４ページをご覧ください。現地は山﨑委員より確認いただき、11 月 25 日に非農地証明を発行しております。

３番、美佐島の雑種地１筆、51 ㎡です。こちらはすでに農

地台帳から外れている農地でして、現況も登記も雑種地となっているのですが、課税上の評価が農地ということで、それを解消するために証明を願い出たものであります。資料は５～６ページをご覧ください。現地は勝又委員より確認いただきまして、11 月 26 日に非農地証明を発行しております。

（５）農地法施行規則第 29 条第１号の規定による通知について

16 ページをご覧ください。こちらは１件です。

４番、下原新田の田１筆、181.51 ㎡、農機具庫建設のための届出です。場所や事業計画につきましては、資料の７～９ページをご覧ください。11 月 12 日にご本人より届出をいただいております。

第１号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について

議　　長　　日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第２号報告朗読）

18 ページをご覧ください。今月は 13 件です。

１番、九日町の田４筆、2,030 ㎡、あっせんの理由は売買で、経営規模縮小のためにあっせんを申し出たものです。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に樋口委員、宮崎委員を指名しております。

２番、九日町の田１筆、886 ㎡、売買によるあっせんの申

出です。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に樋口委員、宮崎委員を指名しております。

３番、九日町の田１筆、977 ㎡、売買によるあっせんの申出です。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に樋口委員、宮崎委員を指名しております。

４番、九日町の田１筆、495 ㎡、売買によるあっせんの申出です。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に樋口委員、宮崎委員を指名しております。

５番、九日町の田１筆、289 ㎡、売買によるあっせんの申出です。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に樋口委員、宮崎委員を指名しております。

６番、一村尾、九日町の田３筆、2,913 ㎡、売買によるあっせんの申出です。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に樋口委員、宮崎委員を指名しております。

７番、名木沢の田１筆、1,007 ㎡、売買によるあっせんの申出です。あっせん委員につきましては、12 月３日に樋口委員、宮崎委員を指名しております。

８番、長崎の田１筆、978 ㎡、売買によるあっせんの申出です。耕作の都合上あっせんを申し出るものです。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に阿部委員、長谷川委員を指名しております。

９番、吉里の田２筆、3,125 ㎡、売買によるあっせんの申出です。農地を処分したいということであっせんを申し出るものです。あっせん委員につきましては、11 月 25 日に片桐健二委員、笛木正計委員を指名しております。

10 番、長崎の田３筆、6,196 ㎡、売買によるあっせんの申出です。離農の意向があるためあっせんを申し出るものです。あっせん委員につきましては、12 月４日に阿部委員、長谷川委員を指名しております。

11 番、野田の田２筆、308 ㎡、売買によるあっせんの申出です。これらの農地は相分けになっておりまして、耕作の都合上あっせんを申し出るものです。あっせん委員につきましては、12 月 12 日に中俣委員、島田委員を指名しております。

12 番、浦佐の田１筆、2,560 ㎡、売買によるあっせんの申出です。申出人は南魚沼市内に農地をこの１筆しか持っていないということで、財産処分のためにあっせんを申し出るも

のです。あっせん委員につきましては、12 月 12 日に井口委員、関晃委員をあっせん委員に指名しております。
13 番、大月、雲洞の田６筆、3,904 ㎡、売買によるあっせんの申出です。経営規模を縮小する意向があるためあっせんを申し出るものです。あっせん委員につきましては、12 月 12 日に篠田委員、片桐京委員を指名しております。
第２号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。推進委員 23 番水澤委員。

水澤委員　　来年度から農用地利用集積計画が廃止され、分かりやすいところですと相対の契約についての制度が変わりますが、あっせん成立による売買等の流れは今後どうなるのでしょうか。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　あっせん成立による売買は今後も可能なのですが、おっしゃられたように農用地利用集積計画が廃止されますので、農林公社を仲介してのものに変わります。間に入るものが増えますので、今までよりは手続きに時間がかかるものと考えられます。

議　　長　　水澤委員、よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、第２号報告を終了させていただきます。

日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申

請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　（第１号議案朗読）

21ページをご覧ください。こちらは35件です。

140番から143番は関連する事項がありますので、最初に説明させていただきます。

これら４件の申請にあがっている農地につきましては、所有者の方が死亡された後、全ての法定相続人が相続放棄しており、譲渡人については全て相続財産清算人という形式をとっております。今回、これらの農地の売却処分についての裁判所の許可が下りたということで申請をあげるものです。

このことを前提としてそれぞれ説明をさせていただきます。

140番、芋赤、門前、山崎の田と畑５筆、9,583㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり464円です。こちらの譲受人の方の経営農地が無いのですが、譲受人は農地所有適格法人の構成員をされている方であり、農業機械の所有状況や農業の経験、従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

141番、山崎の畑４筆、1,348㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり477円です。譲受人の方は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験年数や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

142番、山崎の田２筆、10,440㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり766円です。譲受人の方は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

143番、山崎の田１筆、393㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり382円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっておりまして、今回、一体的に耕作するために買い受けたいということで申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、

許可相当であると考えております。

144 番は先ほどの 143 番案件と譲受人の方が同じ案件です。山崎の田１筆、564 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 355 円です。この農地についても譲受人の方の所有農地と相分けになっておりまして、一体的に耕作するために買い受けたいということで、申請があがったものです。

先ほどの説明の繰り返しとなりますが、譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

145 番、山崎新田の田 1 筆、2,696 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 556 円です。こちらは所有者の財産処分の意向を受け、近隣で耕作されている譲受人が買い受けて耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

146 番、鰕島、九日町の田２筆、5,941 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,010 円です。譲受人の方は認定農業者であり、周辺の所有農地と一体的に耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

147 番、市野江甲の田２筆、464 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 5,603 円です。こちらの申請地は譲受人の方の自宅に隣接している農地とのことです。また、地目が田となっているのですが、自家消費用の野菜を作るため畑として利用したいということで、営農計画書の提出を受けております。また、対価が高く設定されておりますが、譲受人の取得意思が強いということで、この価格設定になったということです。

譲受人の方の経営農地は少ないのですが、申請地を畑として利用するということで、営農計画書の提出を受けております。必要な農作業には常時常時するということから、農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えて

おります。

148番、新堀の田1筆、232㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり905円です。こちらは譲受人の所有農地と相分けになっておりまして、耕作の利便性を高め、一体的に耕作するために買い受けたいというものです。

譲受人の農地の経営状況や農作業の経験、従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

149番、長森の畑1筆、322㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり1,242円です。こちらの農地は長年譲受人が管理をされてきた農地で、譲渡人の財産処分の意向に伴い、取得して利用したいということで申請があがったものです。対価が少々高めですが、お互い合意の上の金額だということです。

譲受人の経営農地は少ないのですが、申請地を畑として利用するということで、営農計画書の提出を受けております。必要な農作業には常時従事するということから、農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

150番、大杉新田の田2筆、1,418㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり705円です。こちらは譲受人の方の住宅建設地の裏と隣にある農地であり、新規就農のため取得し、耕作したいということで、申請があがったものです。

農業機械を知人から借り受けて耕作するということで、営農計画書の提出を受けております。譲受人本人が耕作に必要な農作業に従事するということから、農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

151番、小栗山の田9筆、8,693㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり345円です。こちらの農地は譲受人が借り受けて耕作されている農地であり、譲渡人の財産処分の意向から今後も引き続き耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

152番、泉盛寺の田6筆、売買による所有権移転で、対価

は㎡あたり 126 円です。申請地については圃場整備中の農地であり、譲渡人の財産処分の意向に基づき、近隣の認定農業者である譲受人の方が買い受けるというものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

153 番、上野の田１筆、848 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 302 円です。こちらは譲渡人の財産処分の意向を受け、近隣に住む譲受人が買い受けて耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の方の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

154 番、三郎丸の畑１筆、134 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 299 円です。こちらの農地は譲受人の自宅に隣接しており、長年管理を任されていたのですが、この度買い受けて耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

155 番、長崎の田１筆、707 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 212 円です。こちらの農地は譲受人の所有農地に隣接しておりまして、一体的に耕作するために買い受けたいということで、申請があがったものです。

譲受人の方の農地の経営状況や、農作業の経験、従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

156 番、雷土の田３筆、10,233 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人が借り受けて耕作されていた農地で、この度贈与を受け、引き続き耕作するため申請があがったものです。

譲受人は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

157 番、大桑原の田６筆、5,201 ㎡、贈与による所有権移転

です。

譲受人の経営農地は少ないのですが、農地所有適格法人の構成員であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

158 番、永松の田４筆、5,034 ㎡、贈与による所有権移転です。譲渡人の財産処分意向を受け、借り受けていた農地を引き続き耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人は農地所有適格法人であり、農地の経営状況や機械の所有状況、構成員の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

159 番、滝谷の田６筆、11,726 ㎡、贈与による所有権移転です。申請人は親子の関係であり、今の所有者である父が高齢になったため、農地の贈与を受けたいということで、申請があがったものです。

譲受人は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の経験や従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

160 番、船ケ沢新田の畑３筆、使用貸借権の設定で、期間は令和７年１月１日から令和 26 年 12 月 31 日までの 20 年間です。申請理由は農業者年金受給のための使用貸借権の設定のためです。この申請地については、もともと年金受給のために所有者の後継者であるお子さんに使用貸借権が設定されていたのですが、その後継者の方が亡くなられたということで、今回改めて所有者のお孫さんに使用貸借権を設定するという内容の申請です。

譲受人の機械の所有状況や農作業の従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

161 番から 174 番案件につきましては、農業者年金を受給するために使用貸借権を後継者に再設定するという内容です。詳細については省略させていただきますが、契約年数につきましては、おおむね 10 年、もしくは 20 年といった区切りの良い期間が設定されておりますが、中には６年ですとか、19 年といった期間もあります。これらは他の農地と契約年数を合わせるためにこういった期間を設定されたとのこ

とです。
　この再設定の案件につきましては、譲受人の方の農作業歴や世帯の農業の従事状況から、いずれも許可相当であると考えております。
　第１号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員 15 番山﨑輝代委員の除斥を求めます。

（15 番山﨑委員退席）

21 ページ　141 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21 ページ 141 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、141 番案件は原案のとおり承認されました。山﨑委員の除斥を解きます。

（山﨑委員着席）

それでは、141 番案件を除く他の案件について質疑を行います。推進委員 22 番井口委員。

推 22 番井口委員　　参考までに教えてください。
　贈与の案件がいくつかありますが、これらの案件については贈与税が発生しているのでしょうか。贈与なので対価につ

いては書いておらず、申請地全体の価値をここから読み取ることはできないのですが、一般的に考えれば、もらったものに対しては贈与税がかかるものと思います。

159 番案件の方を例に挙げますと、10,000 ㎡以上の田を子に贈与しております。相続なら分かるのですが、あえて贈与するというケースにおいて、贈与税がどうなるのか。もちろんお互いで了解しているのだとは思いますが、参考までに贈与税がどのくらいかかるのかを教えてください。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　贈与税の問題についてはなかなか答えづらいところもあり、確実なことは言えないのですが、この面積から見るに、通常の場合、贈与税が発生しているものと考えられます。

贈与の問題については、申請時に贈与税の課税がどうだという話はこちらから積極的にすることはないのですが、申請の当事者が贈与税の発生する行為と認識した上で申請しているものととらえております。

少なくともこの案件については、贈与税の問題が発生すると考えております。

議　　長　　推進委員 22 番井口委員。

推 22 番井口委員　　確かに納税額までなかなか言えないのは分かります。

お互いの話し合いの上で理解しているということであればいいのですが、159 番案件については特に親子の問題ですから、このおじいちゃんがそのことを分かっているのかどうかというところが心配になる部分があります。本来であれば相続ということになると思いますけれど、この段階で贈与ということになると、親子がそれを理解していればいいのですが。そうでないとかわいそうな部分があるかと思い、確認させていただいた次第です。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（10 時４分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（10 時 6 分再開）

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　159 番案件についてですが、親子間の贈与ということですので、生前一括贈与というような制度もありますし、詳細は分からないのですが、相続時精算課税制度という制度もあります。私どもが積極的に窓口で勧めるということはしていませんし、聞かれたとしても専門家に相談してくださいというようなレベルなのですが、贈与については申請者の方がある程度贈与税について認識しているという流れの中で申請書を受付しておりますので、それ以上の踏み込みはしていないというのが現状です。

議　　長　　推進委員 22 番井口委員。

推 22 番井口委員　　それは分かるのですが、91 歳というのは相当ご高齢ですので、その人が理解しているのかどうかというのは不安になるところでもありまして、このおじいちゃんが自らそういう申請をしたのであれば、贈与税の問題や制度に関しても案内するべきなのではないかと思います。私もどうすればいいのか分かりませんが、適切な対応をしていただければと思います。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　贈与税についてどのように認識しているかについて確認した方がよいということであれば、また検討させていただきます。

議　　長　　井口委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案は原案のとおり承認されました。

日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議　　長　　日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）

7番、芹田の畑２筆、合計104.32㎡、平成11年５月19日付けで農地法第５条許可を受けた案件です。資料については10～12ページです。当初計画者は農業用倉庫として許可を得ましたが、その後農業用倉庫の必要性がなくなったため、事業計画を断念しました。事業計画変更の内容としては、農地に戻し、自家消費用の野菜を栽培するための畑として営農するため、事業計画変更を申請するものです。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で第２種農地となります。当初計画者は、農業用倉庫として許可を得ましたが、その後農業用倉庫の必要性がなくなったため事業計画を断念したこと、農地に戻し自家消費用の野菜を栽培するための畑として営農をすることから、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。

８番、寺尾の登記田、現況雑種地の１筆、1,349㎡、平成４年６月５日付けで農地法第５条許可を受けた案件です。資

料については 13～15 ページです。申請の内容ですが、農地法第５条　62 番案件と関連します。当初計画者は、貸駐車場建設のため許可を受けましたが、賃借側の事業所の需要が急遽見込めなくなったため、事業計画を断念せざるを得なくなりました。事業計画変更の内容としては、承継者は、自社グループでの施工範囲が塩沢・湯沢・十日町方面に拡大しており、国道に接し出入りし易い中継地として、ダンプ・解体用重機・工事用車両が中継・待機・メンテナンスできる車両置き場が必要になったことから事業計画変更を申請するものです。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で第２種農地となります。当初計画者は貸駐車場建設のため許可を受けましたが、賃借側の事業所の需要が急遽見込めなくなったため、事業計画を断念せざるを得なくなったこと、承継者は自社グループでの施工範囲が塩沢・湯沢・十日町方面に拡大しており、国道に接し出入りし易い中継地として、ダンプ・解体用重機・工事用車両が中継・待機・メンテナンスできる車両置き場が必要になったことから、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。また新たに土地所有者から承継者への所有権の移転も発生しますので、関連として農地法第５条の許可申請にもあがってきます。

第２号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案については原案のとおり承認されました。

日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

議　　長　　日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第３号議案朗読）

16 番、中川の田および畑３筆、合計 80.39 ㎡、転用目的は、宅地拡張整備のためです。資料は 16～18 ページです。申請の内容ですが、昭和 48 年に建築した住宅の一部が農地にはみ出していたこと、平成３年に建築した作業所敷地が農地であったことから宅地を拡張したいというものです。また、亡くなった父が農地法の許可を得ていなかったことが判明したため、始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅の宅地拡張整備に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模でありますが、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

議　　長　　ただいまの説明について、質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第３号議案については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案については原案のとおり承認されました。

日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第４号議案朗読）

60 番、今町の田１筆、100 ㎡、贈与による所有権移転で、転用目的は冬期堆雪スペースのためです。資料については 19～21 ページです。申請の内容ですが、譲受人は冬期の雪捨て場所が少なく、堆雪スペースとして利用したいというものであります。

この農地は農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地ですが、集落に接続した農地を冬期堆雪スペースに使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

61 番、大杉新田の田１筆、500 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料については 22～24 ページです。申請の内容ですが、譲受人は一般住宅として利用したいというものであります。

この農地は農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅建築に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模でありますが、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

62 番、寺尾の登記田、現況雑種地１筆、1,349 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は車両置き場のためです。資料については 13～15 ページです。申請の内容ですが、事業計画変更承認申請の８番案件と関連します。申請の内容ですが、譲受人は自社グループでの施工範囲が塩沢・湯沢・十日

町方面に拡大しており、国道に接し出入りし易い中継地として、ダンプ・解体用重機・工事用車両が中継・待機・メンテナンスできる車両置き場として利用したいというものであります。

この農地については、１種、３種農地以外で、生産性の低い農地で第２種農地でありますが、第２種農地を車両置き場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

第４号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第４号議案農地法第５条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（10 時 20 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（11 時 00 分再開）

日程 10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）について

議　　長　　日程 10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）について

を議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　（第５号議案朗読）

別冊２　２ページをご覧ください。今月は889件あります。

通常、最初に所有権移転、次に新規の賃借権の設定、新規の使用貸借権の設定、賃借権の再設定、使用貸借権の再設定、といった流れで説明をさせていただいておりまして、今回もおおむね同様に進めていきます。また、新規の賃借権の設定の中には契約内容の見直しに係る案件と、全くの新規での賃借権設定の案件がありますが、どれがどちらなのかにつきましては見分けがつきません。つきましては、簡単に説明をさせていただき、時間の短縮を図りたいと思います。なお、割合としましては、９割が契約内容の見直しによる賃借権の新規の設定、残り１割がその他の案件です。

まず、所有権移転です。所有権移転については個別に説明させていただきます。

945 番、水尾の田１筆、1,218 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 400 円です。あっせん成立により売買を行うものです。資料は 25 ページをご覧ください。

946 番、野田の田と畑２筆、967 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 206 円です。あっせん成立により借受人と売買を行うものです。資料は 26 ページをご覧ください。

947 番、北田中の田１筆、605 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 297 円です。あっせん成立により売買を行うものです。資料は 26 ページをご覧ください。

948 番、野田の田１筆、986 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 405 円です。あっせん成立により売買を行うです。資料は 26 ページをご覧ください。

949 番、野田の田２筆、1,545 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 291 円です。あっせん成立により売買を行うものです。資料は 26 ページをご覧ください。

950 番、雲洞の田１筆、453 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 240 円です。あっせん成立により売買を行うものです。資料は 27 ページをご覧ください。

951 番、長崎の田２筆、978 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 150 円です。あっせん成立により売買を行う

ものです。資料は 28 ページをご覧ください。

952 番、長崎の田 1 筆、420 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 142 円です。あっせん成立により売買を行うものです。資料は 29 ページをご覧ください。

続きまして、953 番以降が賃借権の設定です。先ほども申し上げましたとおり、件数が大変多いですので、簡単に説明させていただきます。

953～1063 番です。対価等については記載のとおりで、追加で説明が必要な案件は特にありません。

1064 番については、畑と田で対価が分かれておりますので、その旨をご確認ください。

1065～1187 番です。対価等については記載のとおりで、追加で説明が必要な案件は特にありません。

1188～1191 番の借受人の方は新規の法人です。経営面積はありませんが、新たに借受けを行い、今後も経営面積を増やしていく予定とのことです。

1192～1422 番です。対価等については記載のとおりで、追加で説明が必要な案件は特にありません。

続いて、1423 番以降の案件につきましては別冊 3 をご覧ください。

1423～1674 番です。対価等については記載のとおりで、追加で説明が必要な案件は特にありません。

1675～1681 番までは使用貸借権の新規設定です。使用貸借ですので、対価については設定がありません。

1682～1838 番までは賃借権の再設定です。こちらにつきましても、追加で説明が必要な案件は特にありません。

1839～1843 番までは使用貸借権の再設定です。

1844 番、1845 番は新規の賃借権の設定です。対価等については記載のとおりで、追加で説明が必要な案件は特にありません。

第 5 号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がいらっしゃいます。推進委員 13 番小杉進委員の除斥を求めます。

（推 13 番小杉委員退席）

別冊２　２ページ　945 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　２ページ　945 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、945 番案件は原案のとおり承認されました。小杉委員の除斥を解きます。

（小杉委員着席）

続いて、農業委員８番中俣渉委員の除斥を求めます。

（８番中俣委員退席）

別冊２　２ページ　946 番、別冊３　14～15 ページ　1494～1500 番、97 ページ　1795 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　２

ページ　946 番、別冊３　14～15 ページ　1494～1500 番、97 ページ　1795 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、946 番、1494～1500 番、1795 番案件は原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

（中俣委員着席）

続いて、推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

（推 15 番関委員退席）

別冊２　４ページ　955 番、別冊３　67 ページ　1682 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　４ページ　955 番、別冊３　67 ページ　1682 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、955 番、1682 番案件は原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

（関委員着席）

続いて、農業委員４番小幡武重委員の除斥を求めます。

（４番小幡委員退席）

別冊２　４～５ページ　957～960 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　４～５ページ　957～960 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、957～960 番案件は原案のとおり承認されました。小幡委員の除斥を解きます。

（小幡委員着席）

続いて、農業委員 16 番高橋宏委員の除斥を求めます。

（16 番高橋委員退席）

別冊２　40 ページ　1081～1082 番、別冊３　80～81 ページ　1731～1735 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　40ページ　1081～1082番、別冊３　80～81ページ　1731～1735番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1081～1082 番、1731～1735 番案件は原案のとおり承認されました。高橋委員の除斥を解きます。

（高橋委員着席）

続いて、農業委員14番片桐京委員の除斥を求めます。

（14番片桐委員退席）

別冊２　61 ページ　1160 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　61ページ　1160 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1160番案件は原案のとおり承認されました。片桐委員の除斥を解きます。

（片桐委員着席）

続いて、農業委員 17 番大平泰弘委員の除斥を求めます。

（17 番大平委員退席）

別冊２　72～78 ページ　1192～1212 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　72～78 ページ　1192～1212 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1192～1212 番案件については原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

（大平委員着席）

続いて、推進委員 10 番山岸健一委員の除斥を求めます。

（推 10 番山岸委員退席）

別冊２　79 ページ　1213～1214 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　79ページ　1213～1214 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1213～1214 番案件については原案のとおり承認されました。山岸委員の除斥を解きます。

（山岸委員着席）

続いて、推進委員６番関佐智委員の除斥を求めます。

（推６番関委員退席）

別冊２　96 ページ　1287～1288 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　96ページ　1287～1288 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1287～1288 番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

（関委員着席）

続いて、推進委員２番松田伸児委員の除斥を求めます。

（推２番松田委員退席）

別冊２　109～117 ページ　1348～1386 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊２　109～117 ページ　1348～1386 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1348～1386 番案件は原案のとおり承認されました。松田委員の除斥を解きます。

（松田委員着席）

続いて、推進委員 16 番島田徳敏委員の除斥を求めます。

（推 16 番島田徳敏委員退席）

別冊３　19～23 ページ　1507～1515 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　19～23 ページ　1507～1515 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1507～1515 番案件は原案のとおり承認されました。島田委員の除斥を解きます。

（島田委員着席）

続いて、農業委員 18 番原澤眞委員の除斥を求めます。

（18 番原澤委員退席）

別冊３　38 ページ　1563～1566 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　38 ページ　1563～1566 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1563～1566 番案件は原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

（原澤委員着席）

続いて、推進委員 21 番髙村英男委員の除斥を求めます。

（推 21 番髙村委員退席）

別冊３　48～49 ページ　1614～1616 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　48～49 ページ　1614～1616 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1614～1616 番案件は原案のとおり承認されました。髙村委員の除斥を解きます。

（髙村委員着席）

続いて、推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

（推 12 番林委員退席）

別冊３　53～56 ページ　1627～1641 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　53～56 ページ　1627～1641 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1627～1641 番案件は原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

（林委員着席）

続いて、推進委員３番飯酒盃大祐委員の除斥を求めます。

（推３番飯酒盃委員退席）

別冊３　63 ページ　1666 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　63 ページ　1666 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1666 番案件は原案のとおり承認されました。飯酒盃委員の除斥を解きます。

（飯酒盃委員着席）

続いて、農業委員３番樋口隆委員の除斥を求めます。

（３番樋口委員退席）

別冊３　72 ページ　1702 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　72 ページ　1702 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1702 番案件は原案のとおり承認されました。樋口委員の除斥を解きます。

（樋口委員着席）

続いて、農業委員 15 番山﨑輝代委員の除斥を求めます。

（15 番山﨑輝代委員退席）

別冊３　82 ページ　1736 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　82 ページ　1736 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1736 番案件は原案のとおり承認されました。山﨑委員の除斥を解きます。

（山﨑委員着席）

続いて、推進委員 24 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

（推 24 番牛木委員退席）

別冊３　87 ページ　1752～1753 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊３　87 ページ　1752～1753 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1752～1753 番案件は原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

（牛木委員着席）

それでは先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第５号議案は全て承認されました。

日程 11　第６号議案　南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の推薦について

議　　長　　日程 11　第６号議案　南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の推薦についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。関井局長。

関井局長　　（第６号議案朗読）

南魚沼市国民健康保険運営協議会委員の任期が令和６年 12 月 31 日で満了となるため、南魚沼市長より農業委員会会長宛てに推薦依頼が来ております。現在は推進委員 23 番水澤委員より、国民健康保険運営協議会委員としてご尽力いただいているところですが、この度退任とのお話を伺っております。

なお、国民健康保険運営協議会委員の任期は令和７年１月１日からの３年間です。よろしくご審議をお願いいたします。

議　　長　　皆様からご意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、私の方から推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、推薦させていただきます。農業委員３番樋口隆委員を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第６号議案は承認されました。樋口委員、よろしくお願いいたします。

日程 12　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議　　長　　日程 12　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（協議第１号朗読）

41 ページをご覧ください。

南魚沼市長より、令和６年 12 月 12 日付で中間管理機構を仲介した貸借について、意見聴取の依頼が届いております。

42～43 ページをご覧ください。内容ですが、既存の中間管理機構を仲介した契約について、耕作者を変更するというものです。

１～34 番については、今まで耕作されていた方が自身の経営している法人に賃借権を移転するというものです。

35～41 番までは、今まで耕作をされていた方から別の法人へと賃借権を移転するというものです。

これらの賃貸借を移転することに対する農業委員会の意

見を聞いた上で、農林課より新潟県農林公社へと書類を送付し、問題が無ければ賃借権が移転するというのが一連の流れです。
協議第１号については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について、質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号は原案のとおり承認されました。

日程 13　その他

議　　長　　日程 13　その他についてですが、何かございますでしょうか。農業委員８番中俣委員。

８番中俣委員　　休憩時間に行われた認定農業者との意見交換会担当者会議について報告いたします。
先月も報告いたしましたが、期日につきましては、変わらず令和７年２月 25 日（火）の 14 時 30 分から 17 時までの予定で、会場は南魚沼市ふれ愛支援センターです。内容といたしましては、新潟県農林公社の農政部次長の瀧澤様をお招きし、農地中間管理事業についての講話をいただきます。
その後、懇親会については、会場を坂戸城に移しまして、18 時開始、会費を 7,000 円と予定しております。

意見交換会の案内文につきましては、１月 10 日をめどに皆様の方にも届くと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議　　長　　ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、中俣委員、ありがとうございました。他にございますでしょうか。関井局長。

関井局長　　今後の日程の中でもお示ししてありますが、年明けの１月 21 日に新潟県農業会議主催の市町村農業委員会役員等研修会がありまして、会長、会長代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長の皆様から参加いただきます。

また、来月の総会は１月 27 日の月曜日ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

（12 時 00 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　　７年　　２月　　２５日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	大　平　　泰　弘
会 議 録 署 名 委 員	原　澤　　眞